

第1章

豊島区都市づくりビジョンの改定

第1 改定の背景・目的

豊島区（以下、「区」という。）では、平成27（2015）年3月に都市づくりの総合的な指針である「豊島区都市づくりビジョン」（以下、「都市づくりビジョン」という。）を策定し、同年7月には、都市再生特別措置法¹に基づく特定都市再生緊急整備地域の指定を受け、豊島区基本構想（以下、「基本構想」という。）で掲げた都市像の実現に向けて都市づくりに取り組んできました。

そうした中、東京都においては、平成29（2017）年9月に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、令和3（2021）年3月には「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン²」という。）を都市計画変更しました。また、国際的には、平成27（2015）年に「持続可能な開発目標（SDGs³）」が採択され、豊島区においては、令和2（2020）年7月に内閣府より、SDGsへの優れた取組を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。その中で、特に先導的な取組として「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。ダブル選定は東京都初となります。

こうした状況を踏まえ、東京都の上位計画の見直しと整合を図るため、都市づくりビジョンの部分改定を行い、令和3（2021）年3月に都市づくりビジョン（改定版）を策定することで、池袋駅周辺を中心に各地域で活発化している都市づくりを推進し、豊島区を舞台に活躍する人々や地域の持つ力を最大限に引き出し、次世代に誇れる魅力を備えた都市を実現していきます。

SDGs 未来都市 豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1 都市再生特別措置法：急速な国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市の再生を図るための法律

2 都市計画区域マスタープラン：都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全を目的に都道府県が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針

3 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年9月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成される。

第2 位置づけと役割

1 位置づけ

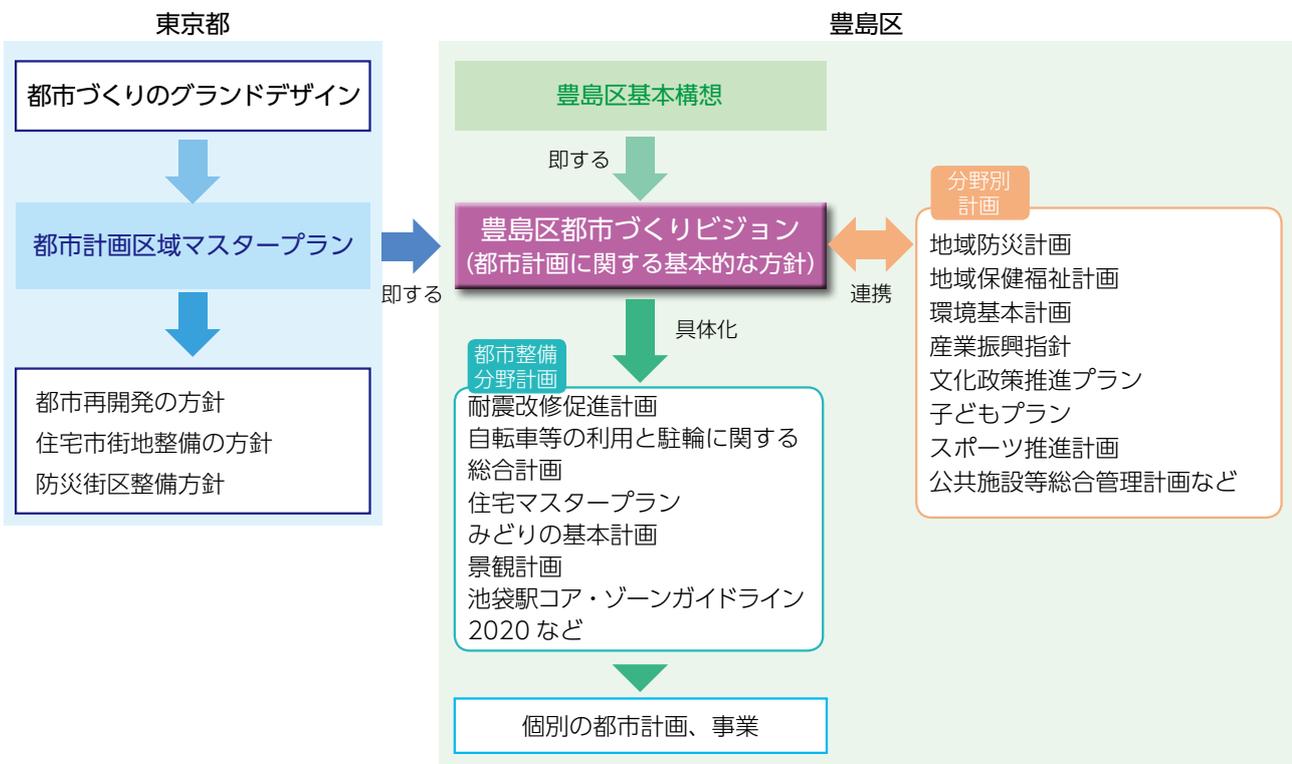
都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に位置づけられた区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」です。

基本構想及び都市計画区域マスタープランに即して策定する都市整備の基本となる方針ですが、都市空間で展開される様々なソフト施策と密接不可分に取り組みなければ効果的な都市づくりは展開できないため、ハード整備と密接に関わるソフト施策を織り込んだ都市づくりの総合的な指針とします。

2 役割

- 都市づくりの基本理念と目標、それを実現するための都市整備方針を示します。
- 多様な主体と都市づくりの方向性を共有し、国や東京都、隣接区などとの連携を推進します。
- 区による都市計画決定やまちづくり事業を実施するにあたっての判断根拠となります。
- 都市整備と密接に関わるソフト施策と連携した都市政策の推進を担います。

図表1 都市づくりビジョンの位置づけと役割



第3 構成と策定の基本的な考え方

1 広域と地域からの視点による構成

豊島区全体の視点に立った都市づくりの基本方針を示す「全体構想」と、生活に身近な地域のまちづくり方針を示す「地域別構想」の二つの視点を中心に構成します。

全体構想では、豊島区の現状と特性、国や東京都の都市づくり動向などを踏まえ、基本理念や目標など都市づくりの骨格となる事項とともに、区全体に関わる方針を示します。特に、「第5章 東京の魅力を担う池袋副都心の再生方針」は、東京全体及び国際的な視点を強化した内容を加えています。

一方で、地域別構想では、全体構想の都市づくり方針を踏まえつつ、地域特性に応じたまちづくりを展開していくための地域像やまちづくり方針を示します。

また、全体構想及び地域別構想を実現していくための仕組みや体制などは、「第7章 都市づくりビジョンの実現に向けて」において示します。

図表2 都市づくりビジョン（都市計画に関する基本的な方針）の構成



2 都市づくりの基本理念・目標の明確化

区民、民間事業者、NPO、大学、行政など多様な主体がこれからの都市づくりの方向性を共有できるよう、都市づくりの基本理念と目標を明確にします。

3 「課題別」から「目的別」都市づくり方針への転換

これまでの都市計画マスタープランでは、まちづくり方針を課題別（行政分野別）に示しています。しかし、今日の課題は複層化しており、従来のように課題と行政分野が一致して解決することは困難です。こうした複層化する課題を解決していくためには、行政主体による分野別の対応から、多様な主体が連携して取り組む方針へと再編成することが必要です。

そのために、これまでの課題別から目的別へと考えを転換し、目標に向けた各都市づくり方針の役割を分かりやすく示します。

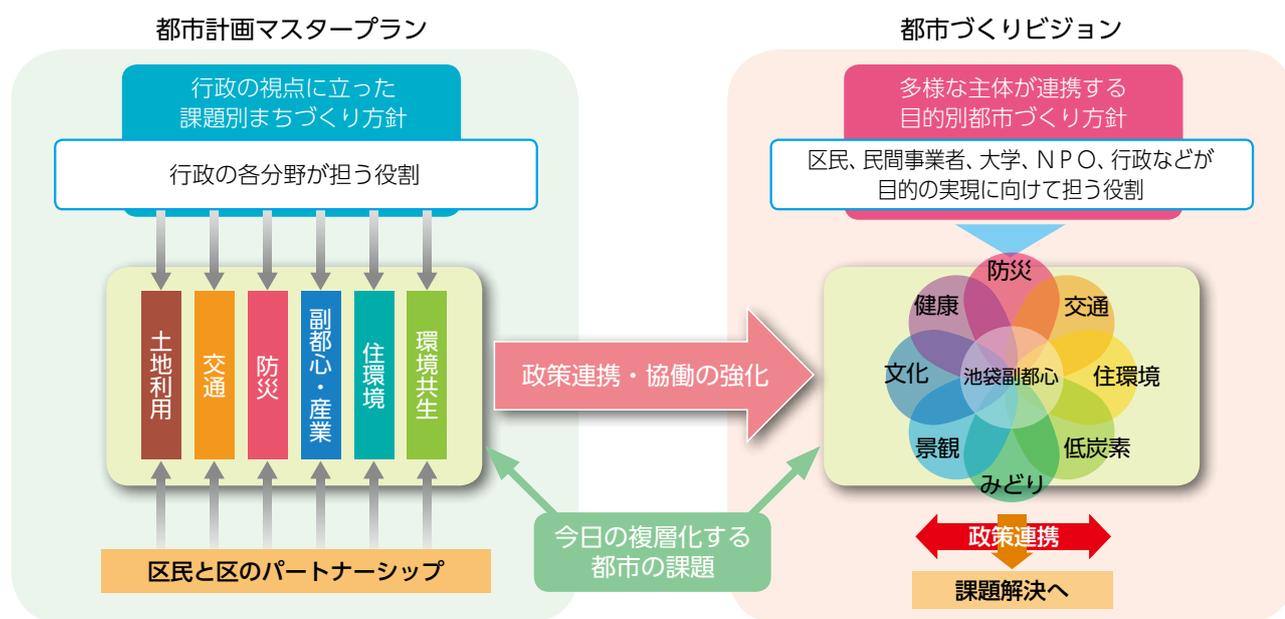
また、都市づくり方針は、例えば、環境と防災のように、平常時は低炭素型都市⁴づくりを推進するエネルギーの効率化や再生可能・未利用エネルギー⁵の利用促進の取り組みが、災害時では自立・分散型エネルギーとして必要なエネルギーの供給にもつながるように、互いに関係し、相乗的に施策の効果を高めながら、全体として基本理念と目標を実現していきます。

4 政策連携と協働による都市づくりの推進

行政分野の枠組みを超えた政策連携を推進し、都市整備分野を中心としながらも、都市づくりの目標の実現と密接に関わるソフト施策をあわせた方針を示します。この政策連携によって、これまで活動分野が異なるために接点がなかった様々な主体をつなぎ、新たな協働を生み出していきます。

あわせて、行政の視点に立った「区民と区のパートナーシップ」という形だけではなく、区民とNPO、民間事業者と大学、大学とNPOなど、多様な主体が互いに連携した協働による都市づくりを進めていきます。

図表3 政策連携と協働による都市づくりビジョンの策定と推進



4 低炭素型都市：交通やエネルギー、みどりなどの各部門において、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの排出削減効果を高めた環境負荷の少ない都市
5 未利用エネルギー：工場等で発生する排熱エネルギーなど今まで有効に利用されていなかったエネルギー

5 多様な人々の視点に立った都市づくりの展開

暮らす、働く、学ぶ、楽しむ、憩うなど様々な目的で活動する人々、子どもから高齢者までの多世代、障害者、外国人、女性等の視点に立ち、多様性を受け入れる包容力を魅力とした新たな都市づくりを展開します。

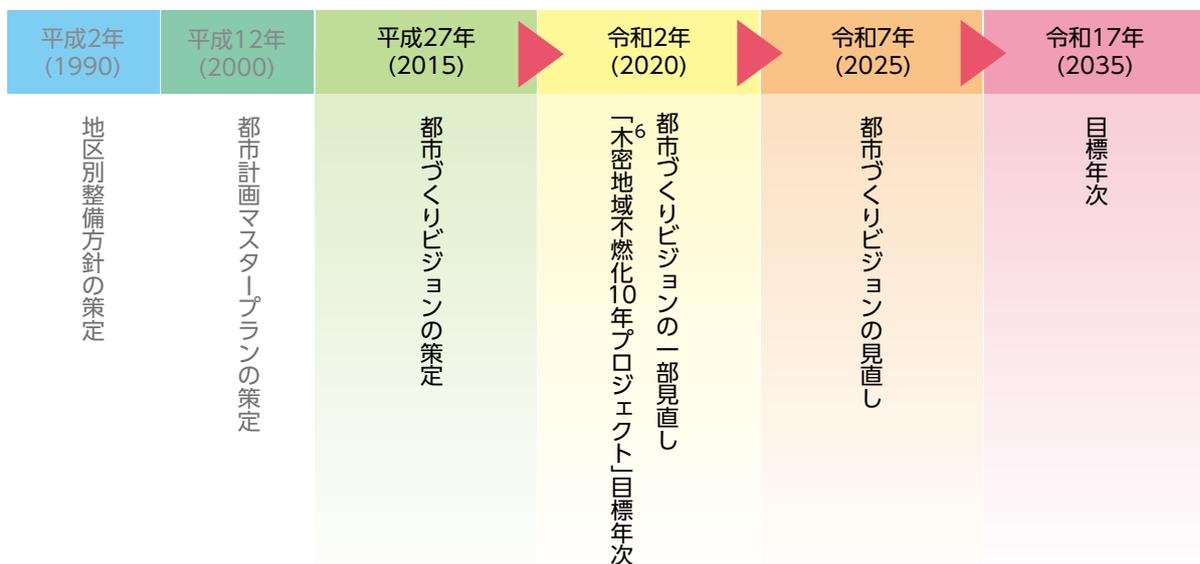
第4 目標年次

長期的視点に立ち、将来を見据えた都市づくりを展開していく重要性を踏まえ、概ね15年先の令和17（2035）年を都市づくりビジョンの目標年次とします。

また、人口動態の推移、上位計画の改定など、都市づくりを取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、概ね5年後の令和7（2025）年に見直します。

なお、社会経済情勢や都市づくりの動向が大きく変化した場合には、必要に応じて見直していきます。

図表4 都市づくりビジョンの目標年次



6 木密地域不燃化10年プロジェクト：東京都は平成24(2012)年に実施方針を策定し、「防災都市づくり推進計画」の中で整備地域に位置づけられた地域において、令和2（2020）年を目標に重点的・集中的に市街地の整備改善を進める取り組み